

**答 申 書**  
**( 答 申 第 364 号 )**  
**令和 4 年 (2022 年) 11 月 22 日**

---

**1 審査会の結論**

北海道警察本部長が、開示請求に係る個人情報に北海道個人情報保護条例第 45 条により適用を除外されている個人情報に該当するとして、当該個人情報を非開示としたことは、妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨**

別紙のとおり（省略）

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「令和〇年〇月〇日〇時〇分に私（〇〇〇〇）電話番号〇〇〇〇に〇〇警察署〇〇より電話をかけた内容の全て」（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、開示請求者に係る「捜査報告書」を対象個人情報として特定したが、本件個人情報は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報であり、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 45 条第 2 号の規定により、条例第 2 章第 2 節から第 5 節までの規定が適用除外となるとして、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件個人情報が記載された公文書を「捜査報告書」とするのは誤りであるため、刑訴法第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類には該当せず、開示されるべきであるとしていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、本件個人情報が記載されている公文書が、条例第 45 条第 2 号に該当するとして、非開示とされたことが不服であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 請求人は、〇〇方面〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）に、単に犯罪の相談を行っただけであり、実施機関が本件個人情報が記載されている公文書を「捜査報告書」とするのは誤りである。

(イ) 別記第 18 号様式（第 55 条関係）の電話通信用紙が作成されていないのは、不適切である。

イ 実施機関は、本件処分が妥当であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件公文書は、請求人が告訴状を持参して〇〇警察署を訪れ、警察官に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めた公文書偽造、公正証書原本不実記載、虚偽公文書行使被疑事件（以下「公文書偽造等被疑事件」という。）について、犯罪が成立するか否かを捜査して受理・不受理を判断するため、捜査を担当する捜査員が請求人に電話をかけて、犯罪事実に関して事情聴取を行った結果を記録した捜査報告書である。

(イ) 捜査報告書は、特定の事件について捜査を行った司法警察員又は司法巡査が、捜査の端緒の入手状況、捜査経過、捜査結果その他の捜査に関する事項を記録して上司に報告する書面であり、逮捕状等の各種令状請求のための書類として使用されるほか、捜査を遂げた場合には、事件を検察官に送致又は送付する際の関係記録の一部となるものである。

(ウ) 本件公文書は、請求人から犯罪事実の申告があった公文書偽造等被疑事件について、担当捜査員が捜査した結果を記録した捜査報告書であり、請求人の告発を受理して捜査を遂げた場合には、証拠物とともに検察官に送付することとなる書類であり、刑訴法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

(エ) よって、請求に係る個人情報は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であり、

条例第 45 条第 2 号の規定により条例第 2 章第 2 節から第 5 節までの規定が適用されないため、本件処分を行ったものである。

(4) 条例第 45 条第 2 号の該当性について

ア 訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑訴法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の適用除外とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」250 頁）。

イ 「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 61 号。以下「整備法」という。）において、情報公開法における場合と同様の趣旨から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関等個人情報保護法」という。）に基づく開示の規定を適用除外とする措置が講じられている。

ウ 条例は、整備法において行政機関等個人情報保護法の規定が適用されないこととされた刑訴法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、条例第 45 条において、条例第 2 章第 2 節から同第 5 節までの規定を適用除外としたものである。

エ なお、刑訴法第 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」とは、同法第 47 条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類を表し、書類の性質・内容如何を問わず、意思表示的書類・報告的書類はもとより、手続関係書類・証拠書類も含まれると解されている。

(5) 以下、本件個人情報が条例第 45 条第 2 号に該当するとしてなされた本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

ア 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年北海道条例第 7 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報が記載された「捜査報告書」を見分したところ、「捜査報告書」に記載されている内容は、請求人が警察官に対して犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めた公文書偽造等被疑事件について、実施機関が、事件性があるとして捜査を行い、犯罪が成立するか否かを捜査し、請求人の告発の受理・不受理を判断するため、当該事件の捜査を担当する捜査員が請求人に電話をかけて、犯罪事実に関して事情聴取を行った過程で作成された本件個人情報が記載された公文書であり、犯罪が成立すると認められた場合、今後、検察官へ送付される可能性がある書類と認められる。

イ したがって、本件個人情報が記載された「捜査報告書」は、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであることから、刑訴法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められ、条例第 45 条第 2 号に該当するものと判断する。

ウ よって、本件個人情報が条例第 45 条第 2 号により適用を除外されている個人情報に該当するとしてなされた本件処分は妥当である。

(6) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年2月3日	○ 諮問書の受理（諮問番号672） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象文書の写し）の提出
令和4年2月16日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和4年5月30日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年6月28日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年11月15日 （第113回全体会）	○ 答申案審議
令和4年11月22日	○ 答申